

2000年11月16日

「コンピュータ、インターネット等を活用した著作物等の
教育利用について」に対する見解

社団法人 日本書籍出版協会

理事長 渡 邊 隆 男

社団法人 日本雑誌協会

理事長 角 川 歴 彦

コンピュータ、インターネット等の情報通信手段の発達にともない、生活のあらゆる場面において、その活用が図られている。小中学校から高等専門教育機関、さらに生涯教育に関わる諸機関においても例外ではなく、その傾向は今後急速に拡大していくことは確実である。その一環として、文化的資産としての著作物が新たな形態で活用されることは、著作物の伝達における役割の一端を担う出版業界としても何ら反対するところではない。ただし、著作物の利用は、著作権者および出版者等の権利や経済的利益を尊重し、適正な手続きによって行われることが必要であり、知的創造物の供給者である著作権者および出版者等の犠牲の上に成り立つべきではない。とりわけ、コンピュータ、インターネット等の高度な情報通信技術の利用により、即時に、大量に、しかも全く同一品質の複製を行うことが可能となっており、権利者への影響は計り知れない。著作物の利用に際して、特段の注意が必要となる所以である。

本年9月に文部省の「コンピュータ、インターネット等を活用した著作物等の教育利用に関する調査研究協力者会議」から公表された標記報告では、コンピュータ、インターネット等を活用した著作物の教育利用や図書館における利用について、主として、著作権法の制限規定で認められている範囲を広げることで、利用の拡大を図ることを提言している。著作権法の制限規定は、本来、著作権者の私有財産である著作権を公益上の目的から制限するものであり、その範囲は限定的かつ最小限に止まるべきものである。このような制限規定の拡大（＝著作権者の権利縮小）を図るとすれば、その必要性、制限される権利と権利制限によって得られる公益との比較衡量、制限規定の拡大以外の手段によっても目的を達成できるのではないか、等について慎重かつ詳細な検討が行われるべきである。

調査研究協力者会議においては、専門家による検討が行われたものと推察はするものの、報告では、「権利者の利益を不当に害することにはならないと思われるので」との抽象的かつ恣意的ともとられかねない判断の下に、制限規定の範囲拡大を提言している個所が散見される。こうした文言では、著作権者および出版者の経済的利益が不当に害される恐れがあるとの懸念を拭い得ないものであり、私権を強制的に制限する規定見直しの議論としては、甚だ慎重さに欠けるといわざるを得ない。また、この調査研究協力者会議の協力者の構成自体、利用される著作物の創作

者及び伝達者の代表が含まれておらず、権利者・利用者双方の立場を十分理解した上での客観的な議論を行い結論を出すには問題があったと言わざるを得ない。

著作権法の見直しの検討は文化庁の著作権審議会で行われることが予定されており、ここでは権利者団体、発行者団体、利用者団体、学識経験者による良識ある審議が行われるものと期待する。その一方で、教育機関およびこれを指導監督する文部省においては、著作物利用の簡便さを求めるだけでなく、著作権思想の普及と著作権者の創造的再生産に資するような適正な著作権利用のしくみづくりについても、引き続き真摯な議論と実践がなされることを強く期待するものである。

以 上